

令和4年第3回定例会

斑鳩町議会会議録

令和4年6月7日

午前9時00分 開議

於 斑鳩町議会議場

---

1, 出席議員（11名）

1番	溝部 真紀子	2番	齋藤 文夫
3番	中川 靖広	5番	伴 吉晴
6番	大森 恒太朗	7番	嶋田 善行
9番	横田 敏文	10番	坂口 徹
11番	濱 真理子	12番	木澤 正男
13番	奥村 容子		

---

1, 欠席議員（1名）

8番 井上 卓也

---

1, 出席した議会事務局職員

議会事務局長 佐谷 容子

---

1, 地方自治法第121条による出席者

町 長	中西 和夫	副 町 長	加藤 惠三
教 育 長	山本 雅章	総 務 部 長	西 卷 昭男
安全安心課長	曾谷 博一	住民生活部長	栗本 公生
住民生活部次長	北 典子	福 祉 課 長	中 原 潤
子育て支援課長	中尾 歩美	都市建設部長	上 田 俊雄
都市創生課長	福居 哲也	上下水道課長	岡 村 智生
会計管理者	安藤 晴康	教 育 次 長	本 庄 徳光
教委総務課長	松岡 洋右	生涯学習課参事	平 田 政彦

1, 議事日程

日 程 1. 一般質問

---

1, 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

(午前 9 時 0 0 分開議)

○議長（伴吉晴君） おはようございます。

ただいまの出席議員は 11 名で、定足数に達しております。

なお、井上議員から、欠席の通告を受けています。

これより、本会議を再開し、直ちに本日の会議を開きます。

ここで、署名議員の追加指名をします。

署名議員に 9 番、横田議員を追加指名します。

横田議員にはよろしくお願いいたします。

本日の議事日程は、昨日に続きまして、一般質問であります。

順序に従い、質問をお受けします。

はじめに、2 番、齋藤議員の一般質問をお受けします。

2 番、齋藤議員。

○2 番（齋藤文夫君） おはようございます。議長の許可をいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

ひとつ目に、民生委員・児童委員が活動しやすい環境整備について質問します。

民生委員・児童委員制度は 1917 年に発足して、100 年以上の歴史があります。

その間、社会奉仕の精神をもって常に住民の立場に立って相談に応じ必要な支援を行ってきました。地域住民と行政のつなぎ役として、地域の困りごとの相談、子どもや高齢者の見守り、生活困難者の相談など住民の身近な相談相手です。新型コロナウイルスの流行、自然災害が多発する中、一人暮らしの高齢者の家庭訪問、児童虐待の早期発見など、地域の見守り役として地域にとってなくてはならない存在です。

一方、地域のつながりが希薄となり住民の抱える課題は多様化、複雑化しており、民生委員・児童委員に寄せられる相談内容も難易度が高くなってきています。民生委員・児童委員が担当地区の状況を把握するには長い年月が必要と思います。新しく民生委員・児童委員になられた方は担当地区の世帯の状況の把握ができないため、どこに困っている方がおられるのかわからず、大変ご苦労されています。

特に、コロナ禍の中で諸行事の中止や活動に制約があり、悩みながら活動されている民生委員・児童委員は多いと思います。

国は、令和 3 年 4 月に高齢者雇用安定法を改正して、事業主に 70 歳までの就業機会確保を努力義務としました。そのため高齢者は就業するようになり、新しく民生委員・児童委員になられる方は 70 歳以降の方が多くなり、ますます民生委員・児童委員の年

齢が高くなりつつあります。一方、国は、民生委員・児童委員の選任基準の年齢要件としては、75歳未満の者を選任するよう努めることとされています。このため、民生委員・児童委員に引き続き引き受けていただける方も少なく、欠員が出る地域も発生しています。民生委員・児童委員のなり手不足とあわせて年齢条件もあり、民生委員・児童委員になられても1期3年、もしくは2期6年で辞められる民生委員・児童委員が増えていくことが予想されます。また、身分は非常勤・特別職の地方公務員で多少の活動費はありますが、ほとんどボランティアの状態です。

そこで、ひとつ目の質問です。民生委員・児童委員は職務を全うしようと、一生懸命、努力されています。しかし、民生委員・児童委員の活動が困っている方や必要な方に届いていないように思います。民生委員・児童委員の活動をPRされ、困っている方や支援が必要な方に、民生委員・児童委員の活動が届く体制が必要と思います。

斑鳩町のお考えをお尋ねします。

○議長（伴吉晴君） 栗本住民生活部長。

○住民生活部長（栗本公生君） おはようございます。民生委員・児童委員の皆様が活動しやすい環境整備について、活動のさらなる周知についてのご質問でございます。

民生委員・児童委員の皆様におかれましては、日々、地域福祉の相談役などご活動いただいていることに対しまして、心より感謝申しあげますとともに敬意を表する次第でございます。町といたしましては現在、民生委員・児童委員の周知につきまして、改選時に町広報紙などにおいて行っておりますが、今後は、より民生委員・児童委員の皆様が活動しやすい環境整備を図れるよう、例えば、民生委員・児童委員の活動強化週間時に民生委員の皆様とともに周知活動を行うことや、福祉関係各課窓口におきまして民生委員・児童委員制度についても周知するなど、その方法につきまして民生委員の皆様ともご協議をし、できる限りのご支援ができるように努めていきたいと考えているところでございます。以上です。

○議長（伴吉晴君） 2番、齋藤議員。

○2番（齋藤文夫君） ありがとうございます。民生委員・児童委員の活動をPRしていただき、必要な方に支援が届く対策をよろしくお願いします。

次に、現在の民生委員・児童委員の任期は今年、令和4年11月までで、全国一斉改選されます。令和4年12月から、新しく民生委員・児童委員を引き受けていただく方が早期に地域の状況を把握し生き生きと活動していただけるよう、小地域福祉会や防犯会など民生委員・児童委員の取り巻く機関との連携やマッチング、民生委員・児童委員

の活動を支援するサポーター制度の創設など、具体的な行政としての仕組みづくりが必要と思います。斑鳩町のお考えをお尋ねします。

○議長（伴吉晴君） 栗本住民生活部長。

○住民生活部長（栗本公生君） 民生委員・児童委員の皆様が活動しやすい環境整備について、各種団体や機関との連携についてのご質問でございます。

質問者がおっしゃいますように、民生委員・児童委員の皆様方の活動におきまして、各種団体や行政機関等との密接な連携は不可欠であると考えております。町といたしましては、民生委員・児童委員の皆様方が少しでも活動がしやすいよう、行政機関との連携強化といたしまして、現在、不定期に行っておりますケアマネジャーとの連携を深めるための、介護支援専門員連絡会での意見交換会や個別の支援を考えるため、多職種との連携により開催をいたします地域ケア会議への参加などを今後も継続して行ってまいりたいと、そのように考えております。また、今年度につきましては、改選の年度でもございますので、新たに就任される委員の皆様方への各種制度に関する研修会の開催や、定期的な運営委員会等への行政の参加など、その連携方法につきましても、民生委員の皆様方と協議しながら関係性を深めてまいりたいと考えております。

さらに、小地域福祉会や各種団体等の連携につきましても、それらの団体に民生委員・児童委員との連携について周知を図ることに併せ、顔を合わせてお話しする機会づくりの提供を行うなど、民生委員・児童委員の皆様方が少しでも活動しやすい環境整備に努めてまいりたいと考えているところでございます。以上です。

○議長（伴吉晴君） 2番、齋藤議員。

○2番（齋藤文夫君） ありがとうございます。民生委員・児童委員の活動を支援する行政としての仕組みづくり、よろしく願いいたします。

次に、民生委員・児童委員は個人情報との関係で斑鳩町や関係機関などから必要な情報が得られにくく、迅速な対応ができにくい状況にあります。民生委員・児童委員には個人情報の守秘義務があります。斑鳩町や包括支援センターなどの関係機関と民生委員・児童委員が情報を共有するなどの仕組みづくりをすべきだと思いますけども、斑鳩町のお考えをお尋ねします。

○議長（伴吉晴君） 栗本住民生活部長。

○住民生活部長（栗本公生君） 町と民生委員・児童委員との住民の情報共有についてのご質問でございます。

要介護認定や障害者手帳の状況等、住民の個人情報につきましては、斑鳩町個人情報

保護条例上、本人の同意があるとき、法令等の定めがあるときなどがある場合を除き、実施機関以外のものに提供してはならないこととなっております。そのため一括して住民の個人情報を提供することは行っていないことにつきまして、ご理解をいただきたいと思っております。

なお、中・重度の要介護認定者や障害者手帳所持者を対象としている避難行動要支援者名簿情報の開示につきましては、情報の開示同意者に限りませんが、避難支援等関係者である民生委員・児童委員の皆様への開示は申請に基づき可能となっておりますので、その情報等を活用していただき、活動をいただければと考えているところでございます。

また、見守り活動等に必要な情報の共有につきましては、今後、ご活用いただける情報共有について民生委員の皆様とも協議をして検討してまいりたいと考えているところでございます。

○議長（伴吉晴君） 2番、齋藤議員。

○2番（齋藤文夫君） ありがとうございます。民生委員・児童委員が活動しやすい環境整備をお願いしまして、ひとつ目の質問を終わらせていただきます。

次に、二つ目の質問でございます。斑鳩町の文化財、文化遺産の保存活用についてお尋ねします。斑鳩町には法隆寺をはじめとした世界遺産があり、全世界から多くの参拝者が訪れます。また、斑鳩の里は自然と歴史・文化・暮らしなどと共生した風景のある場所として知れわたり、レンゲやコスモスなど季節ごとに咲く花を鑑賞しながら自然を散策することができ、多くの方に親しまれています。斑鳩町には豊かさを育む歴史や自然、文化遺産が多くあり、住民の誇りであります。しかし、埋もれている文化遺産や十分に活用されていない文化遺産もあります。今まで長い間、多くの方に守りつないできた素晴らしい斑鳩町の文化遺産をひとつひとつ拾い上げ、後世に引き継ぐことが、今、斑鳩町で生活している私たちの責務と思っております。

ひとつ目の質問です。現在、斑鳩町には奈良県指定文化財9件、斑鳩町指定文化財が3件ありますが、これらの中の県史跡の仏塚古墳や町史跡の駒塚古墳と調子丸古墳は墳丘が整備されておらず古墳の周りが私有地であることなどから、説明板も近くにありません。地図を見ながらハイキングをされる方から、残念だという声も聞かれます。

こうした古墳をしっかりと保存して活用することで、斑鳩町の歴史文化の発信になると思っております。県や町指定の文化財の保存活用について、斑鳩町のお考えをお尋ねします。

○議長（伴吉晴君） 本庄教育次長。

○教育次長（本庄徳光君） おはようございます、よろしくお願いたします。

県や町指定文化財の保存活用に関するご質問でございます。文化財の保存と活用に関しましては、国の文化審議会において平成29年6月から全14回にわたる審議がなされ、同年12月には文化財の確実な継承に向けた、これからの時代にふさわしい保存と活用の在り方についてとして、これまで価値づけが明確でなかった未指定を含めた文化財をまちづくりに活かしつつ、地域社会総がかりでその継承にとりくんでいくことが重要との第一次答申がなされたところでございます。国におきましてはこの答申を踏まえ、過疎化、少子高齢化などを背景に、文化財の滅失や散逸等の防止が緊急の課題となる中、未指定を含めた有形、無形の文化財をまちづくりに活かしつつ、地域社会総がかりでとりくんでいくことが重要であり、地域における文化財の計画的な保存活用の促進や、地域文化財保護行政の推進力の強化を図ることとし、平成31年4月1日に改正文化財保護法が施行され、これまでの保存だけでなく文化財の活用が促進されることとされたところでございます。また、こうした法改正を受け奈良県におきましては、歴史文化資源の保存と活用の一体的な施策展開を行うため、令和3年6月に奈良県文化財保存活用大綱を策定をし、県内に所在する文化財の総合的な保存、活用に係るとりくみの方針が示されたところでございます。こうした文化財の保存と活用へのとりくみが求められる中、本町ではこれまでから古墳や古文書、祭礼など未指定の文化財の調査を行い、これら文化財のうち重要なものにつきましては、町の重要文化財として指定を行うなど、その保存に努めてきたところでございます。またその一方で、そうした文化財調査の成果につきまして、展示会や講演会の開催、出版物の刊行などを通じて広くその周知、活用にも努めてきたところでございます。

そうした中、第5次斑鳩町総合計画の基本構想におきましては、本町の豊かな歴史文化資源を、観光を基軸とした町の活性化につながる貴重な財産と捉えまして、歴史的な文化資源を活かした活力とにぎわいのあるまちづくりを基本的な考え方として掲げております。引き続き、新たな町や県の指定文化財の候補となる文化財全般の調査研究にとりくみを行い、適正な保存と次世代への継承を図るとともに、その歴史的価値等を明らかにした後は、展示会等において積極的に取り上げ、活用を図ってまいります。

さらには、歴史文化資源の魅力のさらなる発信など、観光担当部局等とも連携をいたしながら、その活用について進めてまいります。以上でございます。

○議長（伴吉晴君） 2番、齋藤議員。

○2番（齋藤文夫君） ありがとうございます。斑鳩町文化財の調査、保存、展示会、講演会、出版物などでの活用をよろしくお願いいたします。

次に、斑鳩町の素晴らしい文化財を後世に残すため、文化財の滅失や散逸の防止が必要と思います。第5次斑鳩町総合計画には、「歴史文化資源を活かした観光振興など施策の展開を図るため、修景支援事業の実施や斑鳩町文化財保存活用地域計画の策定を行います」とあります。

斑鳩町文化財保存活用地域計画の策定の作業状況の進捗状況をお尋ねします。

○議長（伴吉晴君） 本庄教育次長。

○教育次長（本庄徳光君） ご質問の文化財保存活用地域計画につきましては、先ほど申しあげました改正後の文化財保護法に位置づけられた計画でございます。市町村が目指す目標や、中長期的に取り組む具体的な内容を記載した、文化財の保存活用に関する基本的なアクションプランでございます。

この計画におきましては、文化財の保存活用に関する基本的な方針や、文化財の保存活用を図るための措置の内容を定めますほか、区域内の文化財を把握するための調査に関する事項等を定めることとなっております。本町におきましても、議員が申されたとおり、第5次斑鳩町総合計画の前期基本計画におきまして、歴史文化資源を活用した観光振興など施策の展開を図るため、斑鳩町文化財保存活用地域計画の策定を行うこととされているところでございます。この計画策定作業の進捗状況に関するご質問でございます。本計画につきましては、今年度において、すでに策定を終えた市町村の先進地事例等の調査研究を行いますとともに、次年度以降の事業化に向け、奈良県及び文化庁と協議を行う予定としているところでございます。以上でございます。

○議長（伴吉晴君） 2番、齋藤議員。

○2番（齋藤文夫君） ありがとうございます。斑鳩町文化財保存活用地域計画の策定、よろしく願いいたします。

次に、斑鳩町には県や町の指定を受けていない文化遺産がたくさんあります。第5次斑鳩町総合計画には、「町内の各地域で保存継承されてきた古文書、美術工芸品、考古資料、遺跡などの文化財について、町などの指定文化財の候補になる文化財の調査を進めます」とあり、無指定の文化財を調査され、それらの中で重要なものは県や町指定の文化財として格上げを図っていただけるものと思っています。また、文化財価値が乏しく重要文化財の指定とはならない、長い間代々地域で引き継がれて保存してきた文化財は、世界文化遺産の法隆寺や国や県、町指定の文化財とともにその活用につなげていただければと思います。重要文化財の指定とならない、いわゆる未指定の文化財の取り扱いについて、斑鳩町のお考えをお尋ねします。



○議長（伴吉晴君） 本庄教育次長。

○教育次長（本庄徳光君） 文化財保護法では、文化財とは有形または無形の文化的所産や遺跡で、我が国にとって歴史上または学術上、または芸術上、価値の高いものと定義づけられております。それら文化財の中で重要なものを指定できるものとして、数多くある文化財の中での重要度を明らかにすることを目的として、重要文化財が指定されるようになっているところでございます。こうした中、本町では町指定文化財候補の調査事業を継続して実施をしており、また、近年は町史編さんに伴います調査として、美術工芸品や古文書についての悉皆的な調査を積極的に実施をいたしまして、未指定の文化財に対する調査を実施しているところでございます。

未指定の文化財の活用についてでございます。先ほど、ご答弁申しあげました斑鳩町文化財保存活用地域計画では、歴史文化の豊かな当町に数多く所在する文化財の総合的な保存と活用の方針を定め、地域の未指定の文化財を含めた文化財全体の調査や把握を行い、それらに対して文化財的価値を位置づけることとなっております。

未指定の文化財につきましては、こうした計画を策定していく中で指定文化財と一体的に調査を行い、その保存と活用についても検討してまいりたいと、このように考えております。以上でございます。

○議長（伴吉晴君） 2番、齋藤議員。

○2番（齋藤文夫君） ありがとうございます。斑鳩町の数多くの未指定の文化財も指定文化財と一体的に調査を行っていただき、保存活用のご検討をよろしくお願いします。

これで、二つ目の質問を終わります。

次に、三つ目の質問に入ります。大災害発生時に国や県、多くの団体や個人から援助を受ける受援体制についての質問でございます。

今後30年以内にマグニチュード8から9クラスの南海トラフ地震が70%から80%の確率で発生すると言われております。斑鳩町周辺には最大震度7を引き起こすと想定される内陸型地震である生駒断層帯、中央構造線断層帯、奈良盆地東縁断層帯などがあります。地震が発生した場合は、斑鳩町で100名を超える死者や多くの負傷者、数千戸の住宅の損壊が想定されています。

大規模災害の発生したときに被災した市町村は、人命救助のほかに災害対策本部を立ち上げ情報を集め、災害に必要な対策を決定する。二つ目、被災された災害者の水、食料、物資を確保するなどの被災地への対応、三つ目、ボランティアの受け入れ対応、四つ目、罹災証明書の交付手続き、五つ目、災害廃棄物処理対応、六つ目、仮設住宅や経

済面での支援、七つ目、今後の復旧、復興対応など多くの対応が必要となります。

斑鳩町のみで対応は難しく、国や県、多くの自治体、消防、警察、NPO法人や民間企業、ボランティアなどから人的、物的資源等の支援、提供を受けなければ住民の命を守り財産を保護し、迅速に復旧復興することはできないと思います。

新聞報道によると、熊本県では物資型支援によって被災地には多くの物資が到着しましたが、対応する職員の不足や受け入れる建物が被災していたなどによって、被災者のもとへ物資を迅速に提供することができない事態となっている。被災した家屋の状況の調査をできる職員が不足していたことにより、被災者が支援を受けるための罹災証明書の発行まで時間を要したとあります。想定外だったという言い訳をしないよう、最悪の状態を想定して、準備を進めていかなければならないと思います。

ひとつ目の質問です。大災害の受援体制について、国や県、他市町村との連携や協定、民間事業者との連携、協定が必要です。斑鳩町の受援体制としての連携や協定の件数と内容について、お尋ねします。

○議長（伴吉晴君） 西巻総務部長。

○総務部長（西巻昭男君） 災害時の受援体制等に関するご質問でございます。

質問者もおっしゃいますように、地震や水害等の大災害の発生時には町単独で対応することが難しく、国、県、他の市町村、民間企業や関係機関等の協力が必要不可欠となってまいります。そうしたことから本町では、本年4月末現在で、人的、物的援助を受けられるよう29団体と災害時の応援等に関する協定を締結しているところでございます。主な協定内容について申し上げますと、友好都市である兵庫県太子町、大阪府太子町、長野県飯島町のほか、和歌山県上富田町、滋賀県愛荘町、京都府与謝野町、そして三重県伊賀市とは食料、飲料水等生活必需品の供給及びあっせんや被災者の救援、救助活動及び応急復旧等に必要な資機材の提供、救援、応急普及に必要な職員の派遣、被災者の一時受け入れなどを行う災害時等相互応援に関する協定を締結しているところでございます。

また、応急食糧、物資等供給に関する協定といたしましては、イオン株式会社西日本カンパニーとは災害時における応急食料、生活必需品の提供等について、奈良県農業協同組合とは米の調達について、敷島製パン株式会社とはパン類の調達について、ダイドードリンコ株式会社とは飲料水等必要な応急物資の調達について、市民生活協同組合奈良コープとは、応急食料及び生活用品と必要な応急物資の提供について協定を締結しております。さらに、日東紙器工業株式会社とは段ボール製簡易ベッド一式の調達について

て協定を締結しております。その他、災害時における避難所等施設利用に関する協定を法隆寺さんと締結し、ライフラインの応急復旧に関する協定、医療援護活動に関する協定や、災害廃棄物等の処理に関する基本協定等を締結しているところでございます。

○議長（伴吉晴君） 2番、齋藤議員。

○2番（齋藤文夫君） ありがとうございます。では次の質問です。斑鳩町地域防災計画には、地震・災害応急対応編や風水害応急対応編に、応援要求などと記載されています。具体的にはどのような組織体制で援助を受け入れる計画か、お尋ねします。

○議長（伴吉晴君） 西巻総務部長。

○総務部長（西巻昭男君） 応援の要請、受け入れに関するご質問でございます。本町におきましては、町域内に災害が発生した場合等、迅速かつ的確に災害予防対策及び災害応急対策を実施するため、応急活動における組織体制として地域防災計画に基づき、災害の規模に応じた組織動員体制をとるものとしております。

例えば、地震時では、町域で震度5弱以上を観測した場合、町長は自ら本部長として斑鳩町災害対策本部を自動的に設置して、職員の動員配備を行い活動体制を確立することとしております。職員は休日や夜間等の勤務時間外であっても、発生した震度に応じて参集指令を待つことなく自主的に所属の勤務場所もしくはあらかじめ指定された場所に参集することとなっております。災害対策本部は災害対策本部会議の下、5部13班で組織され、各部は本部会議で決定された事項に基づき、あらかじめ定めた事務分掌に従って災害応急対策を実施するとともに、必要に応じて県、他の市町村及び指定地方行政機関等に要請することとなっております。また、ボランティアの受け入れに関しましては、災害ボランティアセンターの設置及び運営に関する協定のもと、町社会福祉協議会が災害時のボランティアセンターの設置及び運営に携わっていただくこととなっております。以上です。

○議長（伴吉晴君） 2番、齋藤議員。

○2番（齋藤文夫君） ありがとうございます。災害対策基本法に基づく防災基本計画には、市町村は大災害が発生したときに応援要請を迅速に行えるよう、あらかじめ支援などを受ける必要な準備を整えておくものとされています。

内閣府は、受援計画作成の手引きを作成しています。斑鳩町地域防災計画と両輪となる斑鳩町受援計画を策定し、いざというときに対応できるよう斑鳩町の受援計画に基づく訓練も必要と思いますが、斑鳩町のお考えをお尋ねします。

○議長（伴吉晴君） 西巻総務部長。

○総務部長（西巻昭男君） 受援計画の作成とその計画に基づく訓練の実施に関するご質問でございます。災害時には、被災市町村に対して他の地方公共団体や指定行政機関、指定公共機関、民間企業やボランティアなどの各種団体から人的、物的支援などの支援提供が行われますが、こうした応援に対する受け入れ側の準備が必ずしも十分は言えない状況でございます。そのため、応援職員等を迅速、的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うための体制を整備するための受援計画の策定が求められております。

ただ、各市町村では受援計画を策定し、実行するための人員が十分に確保できないといった課題も存在しており、こうした状況を踏まえ、令和2年4月、内閣府より市町村のための人的応援の受け入れに関する受援計画作成の手引きが作成されたところでございます。本手引きは災害時の応援、受援に関する基本事項、受援計画の策定と参考事例で構成されており、災害時の応援、受援計画に関する基本的な仕組みや考え方等が示され、事前に準備しておく事項、災害発生時の業務の流れなどが記載されております。

また、応援職員等を迅速、的確に受け入れて情報共有や各調整を行うことができるよう、災害時の受援体制等や受援対象業務ごとの受援シートの策定に関する事項が示されているところでございます。

本町におきましては、本年度、令和4年度に地域防災計画の見直しを予定しており、これに併せまして国から示されている受援計画策定の手引き等も参考にしながら、受援計画の策定を進めてまいりたいと考えております。

また、受援計画の実効性を確保するためには、計画目的を正しく理解した上で計画を作成するとともに、職員に対する研修や訓練を定期的実施する必要があると認識しているところでございます。以上です。

○議長（伴吉晴君） 2番、齋藤議員。

○2番（齋藤文夫君） ありがとうございます。大災害が発生したときに、想定外だったと言わないように、しっかりとした援助を受ける受援計画の策定をお願いしまして、三つ目の質問を終わります

次に四つ目の質問でございます。下水道事業の財政健全化について、お尋ねします。水洗化による居住環境の改善や豊かな自然環境を保全するために下水道の管渠の布設工事などは土地基盤整備になくてはならないものであります。

斑鳩町は全体で906ヘクタール、斑鳩町の面積の63.5%の区域で公共下水道の整備を計画しており、完成すれば斑鳩町にお住まいの住民のほぼ100%をカバーします。斑鳩町は少子高齢化、社会保障関連予算の増大などで厳しい財政状況にあります。

下水道事業は公営企業に移行され、毎年、一般財源から5億円以上の費用が下水道事業に繰り入れられています。下水道事業を運営する上で必要な事業収入の確保や、一層の効率的な事業運営が大きな課題であり、効率よく事業を進め、下水道の普及向上を推進していかなければならないと思います。

ひとつ目の質問です。一般的に各自治体の上水道は、人口の減少、洗濯機などの節水機器の普及、節水意識の向上により給水量は減少しております。斑鳩町も令和2年度決算の財政推計表では、給水収益を毎年減少すると計画しています。下水道の料金は上水道と連動しておりますが、令和3年3月作成の斑鳩町下水道事業経営戦略は、使用料収入が令和2年度で1億4,475万5千円、令和11年度で1億8,015万4千円と10年間で24.45%増加となっております。使用料収入を増加させるためには接続件数の増加が必要でございます。接続件数の増加対策と今後の接続率について、見込みをお尋ねします。

○議長（伴吉晴君） 上田都市建設部長。

○都市建設部長（上田俊雄君） 初めに、公共下水道の状況について、ご説明させていただきます。令和4年3月末時点で整備完了面積259ヘクタール、1万8,917人の皆様にご利用いただける状況で、整備予定区域人口2万8,174人に対しまして、ご利用いただける人口の割合、いわゆる普及率は67.1%となっております。整備につきましては、その財源の半分を国庫補助金、残り半分が企業債として工事等を進めておりますことから、国の補助金や町の財政状況、整備面積等により進捗が変わってまいります。現在、令和24年度を目標として進めているところでございます。

次に、ご質問の公共下水道事業の接続件数と、接続件数の増加対策でございますが、議員からもご説明いただきましたとおり下水道事業経営にとりましては、その収入源となります下水道使用料はとても貴重な財源でございますので、公共下水道の利用者の増加はとても重要と認識いたしているところでございます。令和4年3月末現在で整備人口1万8,917人に対しまして、利用人口は1万4,177人となり、接続率は74.9%となっております。直近の公共下水道の接続申請数では、平成30年度200件、令和元年度226件、令和2年度171件、令和3年度189件と、順調に推移いたしているところでございますが、共に整備件数も伸びておりますことから、利用率いわゆる接続率につきましては、70%前後を維持している状況でございます。

次に、増加対策についてでございますが、整備が完了した区域の皆様には公共下水道が使えるようになった旨のお知らせと、公共下水道のご利用手順等についての案内文書

を各戸配布いたしております。また、ご利用いただける区域でまだ公共下水道をお使いになっていない皆様へは、公共下水道のメリットやご検討いただくための内容を記載したチラシを作成し、未接続家屋に配布いたしております。昨年度は、共同住宅を所有し、まだ接続いただけていない所有者・管理者様に対しまして、公共下水道の利用をご検討いただけるようチラシを作成し配布いたしております。今後も、より多くの皆様に公共下水道の良さを知っていただき、早期にご利用いただけるよう促進活動に努めてまいりたいと考えております。

次に、接続見込みについてでございますが、公共下水道のご利用にあたりましては、加入負担金や宅地内の設備工事費用など一時的なご負担が必要になってまいります。各ご家庭により経済的な状況や住宅事情等も異なりますことから、一律に接続期限を定められるものではございませんが、融資あっせん及び利子補給などの制度をご活用いただき、各ご家庭で最短の時期に接続いただけるようお願いしてまいりたいと考えております。なお、町で作成しております財政推計における接続率見込みにつきましては、本町の公共下水道が供用開始しました平成17年度からの接続実績に基づき算出いたしております。今後も引き続き、公共下水道の接続促進に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（伴吉晴君） 2番、齋藤議員。

○2番（齋藤文夫君） ありがとうございます。住民へのご説明の上、ご理解いただき、下水道への接続件数の増加、よろしくお願いいたします。

次に、一般財源からの繰り入れ減少に向けて、お尋ねします。

令和2年度決算の財政推計表では、企業債残高は86億4千万円で、令和10年度では71億7千万円と減少し、改善する計画をされております。しかし、一般財源からの繰入金は令和2年度、5億3,340万円で、引き続き毎年5億を超える財源を繰り入れる予定にしております。逼迫している一般財源からの繰り入れを減少することに向けてのとりくみをお尋ねいたします。

○議長（伴吉晴君） 上田都市建設部長。

○都市建設部長（上田俊雄君） 下水道事業における一般財源からの繰入金の減少に向けたとりくみについてのご質問でございます。先のご質問においても答弁させていただきましたが、下水道事業の整備に係る財源では、国庫補助対象となる路線では国庫補助金が2分の1、残りを交付税措置率約30%の企業債で、また、国庫補助対象外の路線では企業債を財源として整備を進めており、平成3年度から工事着手し、令和2年度末の

企業債残高は85億7,983万2,724円となっております。町の財政状況を踏まえて企業債残高については借入額が償還金を上回らないように事業を進めているところでございます。次に、一般会計からの繰入金につきましては、整備に係った企業債の元利償還金の財源として使用いたしております。この企業債に係る元利償還金については、借りた年度の翌年から5年据え置き、25年償還元利均等方式で償還いたしております。例えば、下水道の主要な幹線工事を実施し、最も整備費用が大きかった平成17年度の事業費でご説明させていただきますと、約13億6千万円の整備費用に対し、企業債7億3千万円の借入れについての償還が、5年後の平成22年度まで据え置き、その後の25年後の令和17年度まで元利償還で償還いたしております。このように年度ごとに企業債の償還が発生しますので、決算時に公表いたしております財政推計のとおり、企業債の元利償還の財源である一般会計からの繰入金についても、当分の期間、現在の額が続く状況でございます。

なお、公共下水道の整備では主要な幹線管渠の工事がおおむね完成し、整備に係る事業費もピークを過ぎ企業債の借入額も減少しておりますので、現在の財政推計によりますと、令和15年度から一般会計の繰入金も減少するものと推計いたしております。

今後も引き続き、町の財政状況を勘案し、事業計画の確認や見直しを行い、効率的な整備に努めてまいりたいと考えております。

○議長（伴吉晴君） 2番、齋藤議員。

○2番（齋藤文夫君） ありがとうございます。町の財政状況を勘案して一般財源からの繰り入れ減少、効率的な整備をよろしくお願いいたします。

奈良県汚水処理構想によりますと、上水道と同じように奈良モデルの考えを汚水処理の分野にも取り入れ、県と市町村が共有する汚水処理の資産を県域全体で活用する視点で、汚水処理システムマネジメントをしていきます、とあります。

これについて、現在の進捗状況をお尋ねします。

○議長（伴吉晴君） 上田都市建設部長。

○都市建設部長（上田俊雄君） 奈良県汚水処理構想の進捗についてのご質問でございます。最初に、汚水処理構想でございますが、汚水処理施設には下水道、農業集落排水及び合併浄化槽等の種類があり、市街地や農山村等を含めた奈良県全域において効率的かつ経済的な汚水処理施設の整備を推進するために、各汚水処理施設の有する特性や水質保全効果、経済性及び汚水処理の実状に応じた適正な整備手法を選定し、最適な処理方法などについてまとめられたものでございます。

奈良県では平成28年度に策定され、ご指摘の奈良モデルの導入については、汚水処理施設の早期整備に伴う持続的な汚水処理システムの構築の項目において、汚水処理資産の有効活用のとりくみにおいて、県と市町村が有する汚水処理の資産である人材、施設、予算を県域全体で活用する視点で汚水処理システムをマネジメントしていくとの概念が示されております。

次に、進捗状況でございます。多様な施策へのとりくみをされている中で、特に本町と関係のある事業を紹介させていただきますと、奈良県の下水道処理施設の有効活用の観点から、し尿処理施設から排出される処理水の受け入れが可能となり、本町のし尿処理施設である鳩水園につきましても公共下水道に接続して処理水を放流し、浄化センターで処理することが奈良県との協議で整い、昨年度に、し尿処理施設から排出される処理水の受け入れに関する協定書を締結し、現在、鳩水園の接続工事を進めているところでございます。処理水を下水道へ放流することにより、より高度な処理をした水質で河川へ放流することが可能となります。

このように県の持つ人的資源や施設、財政資源を有効活用し、質の高い行政サービスが提供できるよう経営管理を目指していくものであり、今後も県と連携し多様な施策について検討、実施に努めていきたいと考えております。なお現在、奈良モデルとして上水道事業において進められております県域一体化の事業とは別に、下水道事業についても検討されているものの、進展はございません。県では下水道事業の持続可能な事業運営に向けた、広域化、共同化に関する計画を策定されているとのことから、そのとりくみについて注視し、連携してまいりたいと考えております。

○議長（伴吉晴君） 2番、齋藤議員。

○2番（齋藤文夫君） ありがとうございます。引き続き、接続件数の増加、効率的な下水道整備、奈良県との連携を進め、下水道事業の財政健全化を推進していただきますようお願いしまして、一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（伴吉晴君） 以上で、2番、齋藤議員の一般質問は終わりました。

次に、6番、大森議員の一般質問をお受けします。

6番、大森議員。

○6番（大森恒太郎君） おはようございます。議長のお許しをいただきましたので、一般質問、通告書にもとづき、やらせてもらいます。

コロナも少し収まりつつあり、全国的にプール授業を開催していく学校が増えてきていますが、斑鳩町としては保育園、幼稚園、小学校、中学校のプール授業についてどう



するのか、コロナ禍でどうやっていくのかを教えてください。

○議長（伴吉晴君） 北住民生活部次長。

○住民生活部次長（北典子君） 初めに、保育園のプール活動につきまして私のほうからお答えさせていただきます。保育園においてのプール活動は、園児に水遊びの楽しみを感じるとともに水辺での危険な行動を伝えることのできる機会となっております。

なお、プール活動は令和2年度及び3年度は中止しておりましたが、今年度は7月からの実施を予定しております。新型コロナウイルスの感染状況を注視しつつではありますが、園児の体調の確認や活動時の人数制限など、感染症予防の対策を行いながら実施してまいりたいと考えております。

○議長（伴吉晴君） 本庄教育次長。

○教育次長（本庄徳光君） 続きまして、私のほうより幼稚園、小・中学校のプール授業につきましてお答えをさせていただきます。

まず、幼稚園においてのプール活動についてでございます。水遊びを通じて創造性を芽生えさせる、ルールを守る習慣をつけるなど園児の健康な心と体を育み、道徳性や規範意識などを身につけるねらいがございます。

次に、小学校、中学校についてでございます。学校体育における水泳授業の趣旨、目的につきましては、文部科学省の水泳指導の手引きによりますと、水泳系で求められる身体能力を身につけること。また、水中での安全に関する知的な発達を促すこと。さらには、水の事故を未然に防ぐ論理的な思考力を育むことと記載をされております。運動量も多く、体力づくりの好機となること、また、水の危険から身を守ることにもつながりますことから、本町では水泳授業が重要であると考えているところでございます。

この2年間は新型コロナウイルス感染対策のため、プール活動や水泳授業を行うことができませんでしたが、今年度はウィズコロナの中、プール内に入水する人数を制限をする、また、着替えについては更衣室だけでなく各教室を使用するといった密集状況の回避などの感染対策を講じた上で実施をしてまいりたいと、このように考えているところでございます。

○議長（伴吉晴君） 6番、大森議員。

○6番（大森恒太郎君） ありがとうございます。奈良県は海がない県なので水に親しむ機会というのが、親の経済状況によったりとかそんなんでも少ないこともあると思いますので、水に親しむ機会をつくってもらおうというのはありがたいことだと思っています。

ただ、子どもたちは全国的にもそうだと思うんですけど、ワクチン接種率というのが

まだまだ低いのが現状だと思いますので、コロナに気をつけて運営していただきたいと思います。

では、2番目、町民プールについて、令和2年、令和3年は運営していないと思うんですけども、今、現状についてはどうですか。

○議長（伴吉晴君） 本庄教育次長。

○教育次長（本庄徳光君） 続きまして、町民プールに関するご質問でございます。

ただいま議員もおっしゃっていただきましたように、町民プールにつきましては新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、令和2年度、令和3年度につきましては運営を中止させていただいたところでございます。

こうした中、令和4年度の運営再開に向け各設備の点検等を行ってまいりましたが、2年間運営を中止したことにより、ろ過機ポンプなど主要な設備の劣化がかなり進んでおり、安全かつ快適なサービスの提供が困難な状況でありますことから、令和4年度については町民プールの運営を行わないこととしたところでございます。

一方、水と親しむことは子どもの心身の健全な発達に必要なことであり、その機会を提供していくため、町内3小学校のプールをローテーションで開放をし、移動町民プールを開設することとしたところであり、現在その運営方法等について検討、調整を進めているところでございます。町民プールにつきましては、設備の更新費用や今後の運営経費、またその費用対効果、さらには移動町民プールの運営状況等、代替事業の状況などを総合的に勘案をしながら、今後の運営等について検討していくこととなってまいりますが、現時点では設備を更新して運営を継続していくことは厳しいものと考えておりまして、議会にもご相談を申しあげながら、その方針等について決定をしてまいりたいと、このように考えております。

○議長（伴吉晴君） 6番、大森議員。

○6番（大森恒太郎君） ありがとうございます。小学生については、ローテーションでプールを開催していただくという形ですけど、中学生より上の世代、また幼児に関しては、夏、水に親しむ機会が、町民プールがないという形であれば少ない状況になると思います。私が考えるのは、町民プールが、運営費等々もあるんですけど、子どもたちのコミュニティの場所というのもあると思いますので、修理代、運営費もありますが、運営していく意味というのはあると思っておりますけども、来年度以降、教育長としてはどう考えていただいていますか。

○議長（伴吉晴君） 山本教育長。

○教育長（山本雅章君） 来年度以降の町民プールの運営についてのご質問でございますが、本町の町民プールにつきましては、これまでからその運営経費等が課題となっておりまして、今後、施設の老朽化により多額の設備更新費用等も見込まれます中、その運営をどのようにしていくか、しっかり議論していく必要があると考えております。

先ほどの答弁にもございましたように、代替事業の状況なども含めまして、総合的に勘案しながら、また、議会ともご相談申しあげながら、その方向性につきまして決定してまいりたいと思っております。以上でございます。

○議長（伴吉晴君） 6番、大森議員。

○6番（大森恒太郎君） ありがとうございます。コロナが収まっているのが大前提だと思うんですけど、修理代、運営費がかかるのも理解しております。その中でしっかり議論していくという形で教育長も言われましたけども、来年ということになるともう1年後という形になると、例えば、修理する、運営するという形になると、予算もつけていかないといけないという形になりますので、なるべく早く議論して、町民プール、私としたら、個人的な思いとしたら、来年度以降も開催してほしい、開催したいなという気持ちでおりますので、それを強く要望させてもらって一般質問を終わらせてもらいます。

以上です。

○議長（伴吉晴君） 以上で、6番、大森議員の一般質問は終わりました。

10時15分まで休憩します。

（ 午前 9時56分 休憩 ）

（ 午前10時15分 再開 ）

○議長（伴吉晴君） 再開します。

次に、11番、濱議員の一般質問をお受けします。

11番、濱議員。

○11番（濱真理子君） 議長のお許しをいただきましたので、通告書に基づいて一般質問をさせていただきます。よろしく願いをいたします。

今日、質問させていただくのは二つでございます。まず1番目、町民にも観光客にもやさしいまちづくりをということで始めさせていただきます。

コロナ禍での外出規制が緩和の方向に動きつつあります。国内外からの観光客の増加を待ち望むのは日本に限らず、全世界の共通の願い、希望でございます。コロナ禍での外出規制が緩和の方向に動くことで、世界で猛威を振るった新型コロナウイルス感染症は国や地域で差があるものの、検査、薬、ワクチン、治療薬、感染予防対策等が功をな

し、日本も規制等の緩和に取りかかっています。世界で今一番、行ってみたい国が日本が選ばれるという報道がありました。海外からの観光客の増加を待ち望む声は熱く強く湧き上がっています。

斑鳩町でも、離れてのウォーキングではなく、マスクをしたままでも笑顔がこぼれるまち歩き、こういったものを楽しむ住民の姿が見受けられます。法隆寺、中宮寺、法輪寺、法起寺など寺院や、また藤ノ木古墳などをめぐり、そういったときに、誰もが休憩やトイレのことを予定プランに組み込んでおいででございます。

特に、トイレの不備は、せっかく外出の楽しさを台なしにしてしまいかねません。

まず、①の質問といたしまして、感染予防対策が一定定着してきましたが、公共施設や町内の公衆トイレなどの設備についての現況をお聞きしたいと思います。

そして、続きまして、それに、いつ発生するかわからない災害については、町民だけでなく、災害時に斑鳩町にいた方全員に降りかかることでございます。災害時以外では、外部からの侵入者などの防犯上、開放されてはいませんが、災害時の避難所となっている小・中学校、幼稚園のトイレについても、現況を教えてくださいたいです。

昨日の同僚議員の質問と重複しますが、簡単でよろしいですので、この点についてのご報告をお願いします。

○議長（伴吉晴君） 西巻総務部長。

○総務部長（西巻昭男君） 町公共施設におけるトイレの環境整備の現状についてのご質問でございます。

質問者もおっしゃいますように、外出時などに公共施設のトイレを利用される際に、誰もが安心、快適にトイレを利用できる環境は大変重要でございます。そうしたことから、本町では学校施設に加えまして、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金や交付税措置率70%の緊急防災、減災事業債を活用し、令和2年度から公共施設におけるトイレの環境整備を進めているところでございます。その整備内容でございますが、役場庁舎や公民館、避難所となる不特定多数の方が利用される施設について、トイレの洋式化、自動水洗化、自動照明化などの設備改修、充実を行っているところでございます。また、どなたでもご自由にお使いいただける多目的トイレにつきましても、機能改善に努めるとともに、高齢者や体の不自由な方だけではなく、小さなお子さん連れの方など誰もが利用しやすいトイレとなるよう、ピクトグラム、絵記号に加え、どなたでもご自由にお使いくださいと、わかりやすいトイレ表示に努めているところでございます。以上です。

○議長（伴吉晴君） 本庄教育次長。

○教育次長（本庄徳光君） 続きまして、指定避難所でございます小・中学校、幼稚園のトイレ整備の状況につきまして、私のほうよりお答えをさせていただきます。先の溝部議員のご質問に対する答弁の内容と重複いたしますことをご了解、お願いしたいと思います。小・中学校及び幼稚園のトイレの状況でございますが、本年度におきまして学校施設のトイレ洋式化改修につきまして、新型コロナウイルス感染症対策として町立小・中学校及び幼稚園のトイレ改修を行うこととしているところでございます。

これらウォシュレットの整備と指定避難所対策分に加えまして、令和3年9月の一般質問でお答えをいたしました、令和6年度にかけて洋式化率を約80%といたします整備計画を前倒しをして、令和4年度で完了することとし、今年度の当初予算に予算を計上いたしまして、それぞれ入札手続きをすでに行い、施工業者が決定したところでございます。現在、工事実施に向けての準備を進めていると、こういった状況でございます。

○議長（伴吉晴君） 11番、濱議員。

○11番（濱眞理子君） ありがとうございます。公共施設でのトイレ、また今ありました避難所になる小・中学校、幼稚園のトイレについても、前倒しで整備を進めていただいていること、大変ありがたく思っております。

そうしましたら、その次の質問に移りたいと思います。町民の散歩やジョギング、サイクリングなどのスポーツ、また、まち歩き等の活動がコロナ禍以前のように活発になってくることが予想できます。自粛していた分、その反動もあるかもしれません。そのようなときに利用するトイレは、箇所数やその使用が始まったその建物の古さだけでなく、日々の清掃であったりとか、またトラブルの解消などをどうしているのか、衛生面や管理面の充実が求められています。清掃、設備、それから管理、多目的トイレの配置の現況について、お伺いいたします。

○議長（伴吉晴君） 西巻総務部長。

○総務部長（西巻昭男君） 町公共施設におけるトイレの日常的な清掃や設備の状況、そして多目的トイレの設置状況についてのご質問でございます。

初めに、トイレ清掃であります。各施設におきまして日常的な清掃は業務委託を行うなど、皆さんに気持ちよく清潔な状況で利用いただけるよう努めているところでございます。次に、町公共施設で一般の方に利用いただけるトイレでのトイレ設備や、多目的トイレの設置状況でございます。私のほうからは町長部局が所管する主要な施設につきまして申し上げます。まず、役場庁舎では個室トイレにおける洋式化は完了しており、

どなたでもご自由にお使いいただける多目的トイレが1か所ございます。次に、いかるがホールでは個室トイレにおける洋式化は完了しており、多目的トイレが5か所ございます。次に、ふれあい交流センターいきいきの里では、個室トイレにおける洋式化は完了しており、多目的トイレが1か所ございます。次に、生き生きプラザ斑鳩では、個室トイレにおける洋式化は完了しており、多目的トイレが3か所ございます。次に、法隆寺iセンターでは個室トイレにおける洋式化は完了しており、多目的トイレが2か所ございます。最後に、上宮遺跡公園は個室トイレは和式のみでございますが、多目的トイレが1か所あり、こちらのほうに洋式トイレがございます。以上が、町長部局の主要な施設における設置状況でございます。

○議長（伴吉晴君） 本庄教育次長。

○教育次長（本庄徳光君） 続きまして、学校施設を除きます教育委員会所管施設の状況につきまして、私のほうより申し上げます。

主なものとして、中央公民館では個室トイレにおける洋式化は完了しており、多目的トイレが1か所ございます。次に、中央体育館も個室トイレにおける洋式化は完了しておりまして、多目的トイレが1か所ございます。次に、文化財センターでございます。個室トイレにつきましては、開館当初から洋式となっております。多目的トイレが1か所ございます。最後に、史跡中宮寺跡の個室トイレにつきましては、整備当初より洋式となっております。多目的トイレが1か所となっております。以上でございます。

○議長（伴吉晴君） 11番、濱議員。

○11番（濱眞理子君） ありがとうございます。主要な施設の報告をしていただきましたが、報告になかった施設でも同様の状況にあると受け取りました。コロナ感染予防の関連での設備の改良は、国や県の補助などで急に大きく進みました。しかし、今後、コロナの収束の後、自動水洗でありますとか、また自動照明の更新の費用であったり、また、手指の消毒、また便座の消毒、こういったものの費用、ランニングコストにもこれから先、十分に対応をお願いをしておきます。

また、従前から提案していますけれども、学校などの女性トイレに生理用品を置いていただきたいと思います。公共施設のトイレも同様をお願いをいたします。災害時にはもちろん、避難所でも同様の対応をしてくださると思いますが、ぜひともこの点についても一歩進んで協力していただきたいと思います。

また、多目的トイレの設置数の報告をいただきましたけれども、各設置の内容、いろいろな器具であったりとか設備が同様ではなく、箇所によっては差があるかもしれない

と思っていますけれども、ベビーチェアであったりとか、おむつ交換にも使えるベビーベッド、またオストメイトの汚物の流し、洗浄、それから着替えのためのボードなどというものも、これから必要に応じて設置を進めていくように、ご検討いただきたいと思います。

次の質問に移ります。次は、町内の個人経営等の飲食店や物産展のバリアフリーや、車いす対応のトイレの設置についてであります。町民のみならず、観光客にとっても食事や喫茶は楽しみでございます。旅行気分の記念品をあれこれ買い求めていただくことは、お客さんも、そしてお店にとってもうれしいことでございます。外出規制が緩和されることをみんな待ち望んでおります。しかし、飲食店では大きな面積の店舗なら、車いす対応トイレが設置されているから安心だと利用するけれども、個人店舗は不明だから敬遠してしまうと聞いたことがございます。個人経営等の飲食店や物産展のバリアフリーや車いす対応トイレの設置についても、現況を町では把握しているか、お答えいただきたいと思います。

斑鳩ブランドのから揚げや黒米、それから菜種油など個人商店では独自のメニューを開発し、しょうゆや菓子などの人気お土産など、誇れる斑鳩がそこにはございます。観光客にも町民にも、来店していただきたいとの思いから、安心して利用できるお店をアピールしてほしいと思っております。お答えをよろしく申し上げます。

○議長（伴吉晴君） 上田都市建設部長。

○都市建設部長（上田俊雄君） 町内の飲食店や物販店におけるバリアフリーや車いす対応のトイレの設置状況についてでございますが、町では把握いたしておりません。

しかしながら、奈良県住みよい福祉のまちづくり条例におきまして、民間の公共的施設を設置する場合は、バリアフリー等の整備基準への適合が努力義務として規定されております。また、床面積200平方メートルを超える規模の飲食店や物販店におきましては、より公共性の高い特定施設として位置づけされており、そのほとんどの施設が整備基準に適合したものになっているところでございます。以上です。

○議長（伴吉晴君） 11番、濱議員。

○11番（濱真理子君） ありがとうございます。個人のお店まで把握するというのもとても難しいことだと思いますし、お店の入れ替わりとかもあってなかなか難しいと思いますけれども、そういった業者の方々が斑鳩の観光を支えてくださってるという一面もありますので、ぜひともお願いしたいことがありまして、質問のところに要望もつけ加えさせていただきます。そういった個人のお店のお手洗いが多目的トイレでなくても、

手すりであるとか、入口のドアの開閉の方法の工夫とかで十分に対応できるものというのはたくさんございます。バリアフリー化のための設備の設置、また改修費用等への補助制度をぜひとも検討していただきたいと要望をさせていただきます。

対応できるトイレのある店舗は店頭で、先ほどありました絵文字ですか、それを表示するなどもぜひともお願いしたいこととございます。外から見て、ここは安心してトイレが使えるお店なんだということがわかるようにしていただきたいなと思っております。

そしてまた、町の管理下にない、例えば、竜田川公園の公衆トイレなどについては、町としてはどのくらい把握されているのか。また、衛生面や防犯上などの情報の共有などということはどうなされているのか、あわせてお伺いをいたします。

○議長（伴吉晴君） 上田都市建設部長。

○都市建設部長（上田俊雄君） 国や県が所管いたします公衆用トイレとして町が把握いたしておりますのは、県立竜田公園及び竜田公園管理事務所となっております。県立竜田公園及び竜田公園管理事務所には、合計4か所にトイレが設置されており、うち2か所に多目的トイレが併設しております。また、洋式化につきましては、多目的トイレの洋式も加えますと、4か所全てに1つ以上の洋式トイレが設置されている状況でございます。以上です。

○議長（伴吉晴君） 11番、濱議員。

○11番（濱真理子君） ありがとうございます。町民もそうですけども、よそからおいでになった方は、町が管理しているのか、県が管理しているのかという区別というのはつきませんので、同じように気持ちよく使えるトイレであってほしいと思いますので、県の管理事務所ともぜひとも何かあったときにはきちんと対応するという、そういったこともしっかりととりこんでいただきたいと思います。

続いて、最後の4番目の質問をさせていただきます。高齢の方や身体の不自由な方の外出や観光に際して、安心なトイレ環境は何よりも必要要件でございます。私は、以前、介護の仕事にも関わってまいりました。その中で、高齢の方が外出時、一番心配されることは、第1番がトイレのこととございます。心配でいつも決まったところにしか出かけることができない、知らないところには行けない、旅行なんて無理、諦めている、そういった声が聞かれました。そのとき、介護施設で日帰りの外出計画を立てるとき、社寺仏閣、博物館、舞台ホール、また昼食の会場などのバリアフリー対応の有無、そういった業者のリストを公開している旅行業者がございました。バリアフリー不対応のところは、初めから除外することになります。行程中のトイレ休憩場所も必要でございます。



た。当時、もう10年以上前のことですが、奈良交通の車いすのリフト付きの観光バスはその当時1台しかありませんでした。計画が合わず、残念ながらこの外出は実現できませんでした。しかし、別の機会に奈良市で盆梅展を開催している寺院がございまして、その観覧に行ったとき、お年寄りが屋内にありますトイレを利用できるようにと、屋外を車いすで通ってきました。その車いすの汚れた車輪を、そのお寺の職員の方が丁寧に拭いて上にあげてくださいました。後に、この盆梅の感想をお年寄りにお聞きしますと、200年の盆梅もよかったけれども、お寺の優しさがとてもうれしかったとの声が次々、あがりました。余談ですが、こういうこともございました。現在は、受け入れ側の改善が進んだと思われまます。しかし、設備充実に対して、そのことについての町の見解はいかがでございませうでしょうか。よろしくご回答お願いします。

○議長（伴吉晴君） 西巻総務部長。

○総務部長（西巻昭男君） 今後のトイレ設備の充実に対してのご質問でございます。政府は新型コロナウイルスの水際対策を6月1日から大幅に緩和され、1日当たりの入国者数の上限を2万人に引き上げられました。さらに6月10日からは、最もリスクが低いグループの国や地域について、添乗員付きのツアー客に限定し、外国人観光客の受け入れを再開することとしており、国内旅行の動向に加えまして、訪日観光客の動きも活発化するものと見込まれております。

そうした中、法隆寺をはじめとする観光資源を周遊される国内外の観光客の皆様にも、トイレ設備の充実を図ることにより気持ちよく滞在していただだけ、本町の魅力をさらに付加することができ、リピーターの確保にもつながるものと考えております。

さらには、高齢者や体の不自由な方がトイレを気にするあまり外出を控えるといったことがないよう、限られた予算の中ではございますが、必要に応じまして引き続きトイレ設備の充実化に努めてまいりたいと考えております。以上です。

○議長（伴吉晴君） 11番、濱議員。

○11番（濱真理子君） ありがとうございます。

しっかりと整備にとりくんで、そして斑鳩町をしっかりとアピールをし、町民にも観光客にもやさしいまちづくりに進めていただきますようお願いを申しあげまして、この質問については終わらせていただきます。ありがとうございました。

続いて、二つ目の質問をさせていただきます。2番のジェンダー平等社会実現の第一歩、性教育についてお伺いをいたします。

身の回りに片仮名語が氾濫しております。いきなりジェンダーと言われても、聞いた

ことはあるけど、それは何と思われる方もおいででしょう。ジェンダーとは、一般には社会的、文化的につくられた性差と定義されていますが、それは決して自然にできたものではなく、人々の意識だけの問題でもありません。その時代、その時々、その支配者が人々を支配し、抑えつけるために政治的に作り、歴史的に押しつけてきたものにほかなりません。憲法では男女平等となっているけど、実感できないことで世の中はあふれている。そういった思いが今、噴き出しています。それは女性からだけではありません。全ての人々が等しくあるべきだという最も基本的な人権尊重の精神を求めるものでございます。生きることにそのものに関わる、そういった問題は多種多様であります。

この質問では、まず、人として生まれこれから会得していく自我の形成に対して、いかに純粋な人格形成を支援する乳幼児からの性教育についてのとりくみを、ジェンダー平等社会をしっかりと認識し、その実現の第一歩とできるようになってほしいとの願いからお聞きするものでございます。

まず、(1)として、義務教育での性教育の実状はいかがでございますでしょうか。また就学前や家庭での対応等への支援についてのとりくみをお聞きいたします。

○議長（伴吉晴君） 北住民生活部次長。

○住民生活部次長（北典子君） 初めに、保育園におけるとりくみにつきまして私のほうからお答えさせていただきます。保育園におきましては、絵本の読み聞かせや保育園の集団生活を過ごす中で、園児は男性と女性の違いなどを理解するとともに、保育を通して就学前までに命の尊さを知ること、他者への思いやりを持つ心の育成ができるよう努めております。

○議長（伴吉晴君） 本庄教育次長。

○教育次長（本庄徳光君） 続きまして、現在の幼稚園また町立小・中学校での性教育へのとりくみについて、私のほうよりお答えをさせていただきます。

まず、幼稚園におきましては、赤ちゃんや妊婦の母親を扱った絵本等を使用いたしまして、命の大切さや自分だけでなく友達も大切にすることを教えているところでございます。小学校におきましては、養護教諭が中心となりまして年間計画を立て、保健の授業だけでなく、人権教育や特別活動等により学年に応じた学習を行っております。また、これに加えまして、宿泊を伴う野外活動や修学旅行の前には体の変化に対応する準備として、女子児童を対象に指導を行っているところでございます。次に中学校におきましては、保健体育で性について履修をしており、助産師や医師を講師として招き、性教育講演会を実施しているところでございます。

このように各学校また園では、性教育は体育や保健体育のみならず学校教育活動全体を通じて取り組むこととしておりまして、児童生徒の発達段階や受容能力を十分に考慮をした上で、内容の検討を行い実施しているところでございます。今後におきましても、就学前の教育、保育を含め、学校等において保護者等の理解もいただきながらとりくみの推進に努めてまいりたいと、このように考えております。以上でございます。

○議長（伴吉晴君） 11番、濱議員。

○11番（濱真理子君） ありがとうございます。いろいろ工夫をしていただいていることだと思いますが、小さいときからきちんとそういった場面が提供できているということはとても大事なことだと思います。性教育と聞いただけで、そんなん大きな声で言わんといてとか、恥ずかしい、また、不純ともとらまえる方は現在でも水面下も含めて相当数おられます。今、お聞きした幼児や小・中学生は決して純粹ではございません。生まれたときに、男の子だから家の後継ぎができてよかった。また、真鯉が大きく一番上に泳ぐこいのぼりは男子専用でございます。そしてまた、フリルやリボン、花柄やレースのスカートは誰の好みなのでございましょうか。意識せずともすり込まれた男女の差は、それが当然として育ってきた両親や祖父母、そして社会から、もう毎日降りかかっています。だからこそ、この子どもたちへの性教育の重要度は高く、それに携わるものは覚悟を持ってあたらなくてはなりません。

(2)のことをお伺いいたします。教職員の研修等の実施と保護者との連携のとりくみはいかがでございますか。

○議長（伴吉晴君） 本庄教育次長。

○教育次長（本庄徳光君） 学校におけます性教育につきましては、家庭や地域との連携を推進し、保護者や地域の理解を十分に得ることが重要であるとされているところでございます。教職員が受講をいたします性教育に関する研修といたしましては、例年、生徒を対象に、婦人会や助産師会から講師を招き、性教育講演会を継続的に開催をしておりまして、教職員における研修受講の場にもなっているところでございます。

また、令和3年度では、性的マイノリティ理解促進のための講話を各自視聴し、視聴した内容を復習するとともに、教育現場改善のためのアンケート結果の分析を行い、教職員として多様性とうまく向き合うべきかなどの研修が行われたところでございます。

引き続き、研修の充実を図りながら教職員の資質向上に努めてまいります。

次に、保護者との連携のとりくみについてでございます。

初めに、幼稚園におきましては、登降園時に保護者と対面で話す機会も多く、情報交

換等の連携を密にしているところでございます。小学校におきましては、保健だよりや学年だより等により学習内容について家庭にお知らせをいたしまして、また、保護者への連絡をこまめに行いながら情報交換を行っているところでございます。また、中学校におきましては、校長通信、学級通信等の配布物により情報発信を行いますとともに、家庭との情報交換の中で個別事案について都度、対応をしているところでございます。

このように各学校・園におきまして、常に保護者への情報提供と情報共有を行うことで、各学校、園が実施いたします性教育への理解を求め家庭教育につなげていただけるよう相互理解を深めてまいりたいと、このように考えております。以上でございます。

○議長（伴吉晴君） 11番、濱議員。

○11番（濱真理子君） ありがとうございます。多方面にわたっての研修等を行われていることは大変うれしいことだと思います。私の義理の妹が養護教諭をしております、日々いろいろなことが起こるんですけども、このことについてちょっと話をしましたら、子どもたちについてはすごく素直に受け取ってくれるけれども、保護者の方がなかなか難しいと、そういった悩みも言っておりました。国内で報道されているだけを取り上げましても、例えば、警察官であったりとか行政の職員であったり、また議員などによる差別的な発言や犯罪が起こっております。残念ながら教職員にもそれは見られます。これは限られた人の行いですが、先ほど申しあげたすり込まれた意識が当然のことだと思いついて疑わないことが再発につながっているのではないのでしょうか。

教職員に限らず、学校職員、町職員への研修をもご検討いただきたいと思います。また、議員についても、希望者には再確認のためリーフなどがございましたら、ぜひとも配付もしていただきたいと思います。

（3）の質問に移ります。校則やそれに準ずるもので制服、下着や靴下、靴等を含んで、また持ち物、学用品や水筒等、ハンカチ等の小物、こういったものについての制限はございますでしょうか。

○議長（伴吉晴君） 本庄教育次長。

○教育次長（本庄徳光君） 校則あるいはそれに準ずるもので制服あるいは持ち物につきまして、男女による制限に関するご質問ということで、お答えをさせていただきます。

まず、持ち物に関しましては、校則等により男女による制限はございません。次に、制服や服装の決まりについてでございます。児童生徒の服装の例はお示しをしているところでございますが、性別による指定をしていない学校と、性別による指定をしている学校の両方があるところでございます。多様性を理解して求め合おうという社会の動き

の中で、男女それぞれ単純に制服を変えたとしても、それは根本的な解決ではなく、児童生徒がどういう服装を選択したとしても様々な価値観の相違から、何らかの不利益を被る、差別を受けることがないように、全ての児童生徒に対しまして人間尊重や男女平等の精神の徹底を図り、適切な意思決定や行動選択ができるよう組織的、計画的に指導しながら、その充実に努める必要があると、このように考えております。

こうしたことを背景といたしながら、児童生徒の心身の性の不一致への対応が求められている中で、そのひとつである学校生活におけます制服や服装の選択性につきまして、すでに検討を始めていると、こういった状況でございます。以上でございます。

○議長（伴吉晴君） 11番、濱議員。

○11番（濱眞理子君） ありがとうございます。小・中学校だけでなく高校でも全国でこういった校則であるとか制服などの決まり、こういったことを改善してほしいという動きもどんどん広がっている状況でございます。

もうひとつ、私の個人的なことからお話をします。1976年生まれの私の長男は、転校先の小学校5年生を、学校の指定の制服、靴、体操服、あらゆる持ち物が指定されている学校で過ごしました。その後、急に1年間で転校したのでございます。次に行った学校は、制服はなし、ほかも自由でございます。その理由は、新規購入時には一応、お勧めのものが有りますということですが、そこは中核都市で転勤族も多く指定品が経済的負担、大きなものとなると、そういったものでございました。5年生のときに用意した制服、夏服、冬服その他たくさん山盛りのものは、もう全てそこの担任に委ねて転校をいたしました。そして、転校先ではそういった自由なもので過ごしましたが、トラブルはありませんでした、学校としてのトラブルはなかった状況でございました。

町内で登下校の小学生のランドセルを見て、私はうれしい気持ちでそれを眺めております。お気に入りの色のランドセルが弾んで見えます。男子は黒、女子は赤、それに捉われずに選ぶことができるのは、まずジェンダー平等社会実現の第一歩ではございませんか。冒頭に申しあげたように、ジェンダー不平等は政治的につくられたものでございます。この斑鳩町は、かつてこの国の政治の中心でございました。現在とは違う国の治め方ではございますが、民を健やかにするべく世の中を変えていくことに躊躇せずとりくんでいきたいと思っております。行政、議会ともに力を合わせ頑張ろうではありませんか。質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（伴吉晴君） 以上で、11番、濱議員の一般質問は終わりました。

これをもって、一般質問を終結します。

以上をもちまして、本日の議事日程は全て終了しました。

明日は、午前9時から建設水道常任委員会の開催が予定されておりますので、関係委員には定刻にご参集をお願いします。

本日は、これをもって散会します。

お疲れさまでした。

(午前10時53分 散会)